

## 有關高爾夫球場等會員契約適正化之法律

劉春堂\*譯

平成四（一九九三）年五月二〇日法律第五十三號公布  
平成五（一九九四）年五月一九日施行（平成五年政十八號）

### （目的）

第一條 本法係以透過確保與高爾夫球場等有關之會員契約能公正地訂立及履行，防止會員因會員契約遭受損害，以達保護會員之利益，並適正而圓滑地提供基於會員契約之勞務為目的。

### （定義）

第二條 本法所稱「會員契約」，係指當事人約定一方對他方提供得以繼續利用高爾夫球場、政令所規定之其他運動設施或供休養之設施之勞務（以下稱「指定勞務」），他方對此支付以政令所定金額以上數額金錢之契約。

② 本法所稱「會員制事業者」，係指從事提供基於會員契約之指定勞務之事業（以下稱「會員制事業」）者

\* 譯者為台灣大學法學博士，現任行政院消費者保護委員會秘書長，輔仁大學法律系兼任教授。

## ○ゴルフ場等に係る會員契約の適正化に関する法律

平 4. 5. 20 法五三公布  
平 5. 5. 19 施行（平成五政 18）

### （目的）

#### 第一條

この法律は、ゴルフ場等に係る會員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに會員が受けることのある會員契約に係る損害の防止を図ることにより、會員の利益を保護し、あわせて會員契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的とする。

### （定義）

#### 第二條

この法律において「會員契約」とは、当事者の一方が相手方に対してゴルフ場その他スポーツ施設又は保養のための施設であって政令で定めるものを継続的に利用させる役務（以下「指定役務」という。）を提供することを約し、相手方がこれに応じて政令で定める額以上の額の金銭を支払うことを約する契約をいう。

② この法律において「會員制事業者」とは、會員契約に基づき指定役務を提供する事業（以下「會員制事業」という。）を行う者（會員

(包含將從事會員制事業者)。

- ③本法所稱「會員」，係指接受由會員制事業者基於會員契約所提供之指定勞務者。
- ④本法所稱「募集」，係指以廣告或其他類似方法勸誘或使人勸誘訂立會員契約，或訂立會員契約，或使人代理或媒介訂立會員契約。
- ⑤本法所稱「會員契約代行者」，係指代理或媒介訂立會員契約者。
- ⑥本法所稱「寄存金」，係指會員依會員契約支付予會員制事業者之金錢(以下稱「籌款金」)中，會員制事業者約定將來返還予會員者。

(募集之申報)

第三條 會員制事業者欲從事募集時，應事先依通商産業省令之規定，向主管大臣申報下列事項：

一、有關會員制事業者之下列事項：

- (1) 姓名或名稱及住所。如為法人者，其代表人之姓名。
- (2) 從事會員制事業所必需資金之數額及其籌措方法。
- (3) 與指定勞務有關之設施係基於所有權以

制事業を行おうとする者を含む。)をいう。

- ③この法律において「會員」とは、會員制事業者から會員契約に基づき指定役務の提供を受ける者いう。
- ④この法律において「募集」とは、広告その他これに類似する方法により會員契約の締結について、勸誘をし、若しくは勸誘をさせること又は會員契約の締結をすること若しくは會員契約の締結の代理若しくは媒介を行わせることをいう。
- ⑤この法律において「會員契約代行者」とは、會員契約の締結の代理又は媒介を行う者をいう。
- ⑥この法律において「預託金」とは、會員が會員契約に基づき會員制事業者に支払う金銭(以下「拠出金」という。)のうち會員制事業者が會員に対して将来返還することを約したものをいう。

(募集の届出)

第三條

會員制事業者は、募集をしようとするときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

一 會員制事業者に関する事項であつて次に掲げるもの

- イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- ロ 會員制事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
- ハ 指定役務に係る施設を所有権以外の権

外之權源而為占有者，該權源之內容。

(4) 其他通商產業省令所規定之事項。

二、有關會員契約之下列事項：

- (1) 指定勞務之內容。
- (2) 依通商產業省令所規定之與指定勞務有關設施之開設時期及其他有關該設施之計劃事項。
- (3) 關於會員人數之計劃。
- (4) 籌款金的種類及數額。
- (5) 使會員支付寄存金者，寄存金之數額、存放期間及有無為擔保返還相當於寄存金數額之全部或一部數額之金錢予會員之措施暨其內容。
- (6) 有關變更會員契約之事項。
- (7) 設有會員制事業者變更有關會員人數之計劃時，會員得解除契約意旨之規定者，其內容及其他有關解除會員契約之事項。
- (8) 設有關於損害賠償額之預定（包含違約金）之規定者，其內容。
- (9) 設有關於會員轉讓基於會員契約所生債權之規定者，其內容。
- (10) 其他通商產業省令所規定之事項。

2 前項規定，於欲就已依同項規定為申報之設施進行募集者，不適用之。但會員制事業者將依前項規定

原に基づいて専有する場合にあっては、当該権原の内容

- ニ その他通商産業省令で定める事項
  - ニ 會員契約に関する事項であつて次に掲げるもの
    - イ 指定役務の内容
    - ロ 指定役務に係る施設の開設時期その他の当該施設についての計画に関する事項で通商産業省令で定めるもの
    - ハ 會員の数についての計画
    - ニ 拠出金の種類及び額
    - ホ 會員に預託金を支払わせる場合にあっては、預託金の額及び据置期間並びに預託金の額の全部又は一部に相当する額の金錢を會員に返還することを担保するための措置の有無及びその内容
    - ヘ 會員契約の變更に関する事項
    - ト 會員制事業者が會員の数についての計画を變更する場合において會員が會員契約を解除することができる旨の定めがあるときはその内容その他會員契約の解除に関する事項
    - チ 損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容
    - リ 會員契約に基づく會員の債權の譲渡に関する定めがあるときは、その内容
    - ヌ その他通商産業省令で定める事項
- ②前項の規定は、同項の規定による届出があつた施設に係る募集をしようとするときには、

申報之同項第一款所揭事項加以變更（通商産業省令所規定之輕微變更除外）後，或將依前項規定申報之同項第二款所揭事項加以變更，進行募集者，不在此限。

（訂立會員契約時期之限制）

第四條 會員制事業者或會員契約代行者，非於與會員契約有關之設施開設後，不得訂立與該設施有關之會員契約。但會員制事業者與政令所指定者間，依政令之規定，就於該設施如未能開設時會員制事業者應返還予會員之籌款金，訂立有對於會員支付相當於該金額二分之一以上數額金錢之擔保契約（以下稱「保証委託契約」）後。（關於與該設施之開設有關之工事，依政令規定有必要取得依都市計画法（昭和四十三年法律第一百號）第二十九條之許可及其他法令之許可等處分者，於該處分作成後為限），並已依通商産業省令之規定將其事由向主管大臣為申報者，訂立與該保証委託契約有關之會員契約時，不在此限。

（文書之交付）

第五條 會員制事業者或會員契約代行者，欲訂立會員契約（包含媒介訂立會員契約）時，應於該會員契約成立前，依通商産業省令之規定將記載有下列事項之文

適用しない。ただし、會員制事業者が、同項の規定により届け出た同項第一号に掲げる事項の変更（通商産業省令で定める軽微な変更を除く。）をした後に、又は同項の規定により届け出た同項第二号に掲げる事項の変更をして、募集をしようとするときは、この限りでない。

（會員契約の締結時期の制限）

第四條 會員制事業者又は會員契約代行者は、會員契約に係る施設が開設された後でなければ、当該施設に係る會員契約の締結をしてはならない。ただし、會員制事業者が政令で定める者との間において、政令で定めるところにより、当該施設が開設されないこととなった場合において會員制事業者が會員に対して行うべき拠出金の返還につき、その額の二分の一以上の額に相当する額の金錢の會員に対する支払を担保する契約（以下「保証委託契約」という。）を締結した後（当該施設の開設に係る工事に関し、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の許可その他法令に基づく許可等の処分政令で定めるものが必要がある場合にあっては、当該処分があった後に限る。）に、通商産業省令で定めるところにより、主務大臣にその旨を届け出た場合において、当該保証委託契約に係る會員契約の締結をするときは、この限りではない。

（書面の交付）

第五條 會員制事業者又は會員契約代行者は、會員契約の締結（會員契約の締結の媒介を含む。）をしようとするときは、顧客に対し、当該會員契約

書，交付予顧客。

- 一、與會員契約之內容及其履行有關之事項而為通商產業省令所規定之有關該會員契約之概要。
- 二、與會員制事業者之業務及財產狀況有關之事項而為通商產業省令所規定者。

②會員制事業者或會員契約代行者，於訂立會員契約時，應即依通商產業省令之規定將記載有下列事項之文書，交付予會員。

- 一、指定勞務之內容及提供時期。
- 二、與指定勞務有關設施之開設時期及其他有關該設施之計劃事項而為通商產業省令所規定者。
- 三、與指定勞務有關之設施係基於所有權以外之權源而占有者，該權源之內容。
- 四、會員之人數及欲訂立新會員契約之人數。
- 五、籌款金之種類、數額及其支付之時期暨方法。
- 六、使會員支付寄存金者，寄存金之數額、存放期間及有無為擔保返還相當於寄存金全部或一部數額之金額予會員之措施暨其內容。
- 七、有關變更會員契約之事項。

が成立するまでの間に、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 會員契約の内容及びその履行に関する事項であって通商産業省令で定めるものについての当該會員契約の概要
- 二 會員制事業者の業務及び財産の状況に関する事項であって通商産業省令で定めるもの

②會員制事業者又は會員契約代行者は、會員契約の締結をしたときは、會員に対し、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 指定役務の内容及び提供時期
- 二 指定役務に係る施設の開設時期その他の当該施設についての計画に関する事項で通商産業省令で定めるもの
- 三 指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて専有する場合にあっては、当該権原の内容
- 四 會員の數及び新たに會員契約を締結しようとする者の數
- 五 拠出金の種類、額並びに支払の時期及び方法
- 六 會員に預託金を支払わせる場合にあっては、預託金の額及び拠置期間並びに預託金の額の全部又は一部に相当する額の金を會員に返還することを担保するための措置の有無及びその内容
- 七 會員契約の変更に関する事項

- 八、設有會員制事業者變更有關會員人數之計劃時，會員得解除契約意旨之規定者，其內容及其他有關解除會員契約之事項（包含第十二條第一項至第三項規定之相關事項）。
  - 九、設有關於損害賠償額之預定（包含違約金）之規定者，其內容。
  - 十、設有關於會員轉讓基於會員契約所生債權之規定者，其內容。
  - 十一、訂立有保證委託契約者，其內容。
  - 十二、前面各款所揭者以外，與會員契約之內容及其履行有關之事項而為通商產業省令所規定者。
- ③ 已依第三條第一項規定為申報之會員制事業者，欲變更會員人數計劃及其他通商產業省令所規定之有關會員契約之事項時，須事先依通商產業省令之規定，將記載有該變更內容之文書，交付予會員。

（誇大廣告之禁止）

第六條 會員制事業者或會員契約代行者，就與會員契約有關之事項為廣告時，關於指定勞務之內容、與指定勞務有關設施之概況，會員人數之計劃及其他通商產業省令所規定之事項，不得為與事實顯不相符之表示，或使人誤認其顯較實際情形優良或有利之表示。

- 八 會員制事業者が會員の数についての計画を変更する場合において會員が會員契約を解除することができる旨の定めがあるときはその内容その他會員契約の解除に関する事項（第十二条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）
  - 九 損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容
  - 十 會員契約に基づく會員の債権の譲渡に関する定めがあるときは、その内容
  - 十一 保証委託契約を締結している場合にあっては、その内容
  - 十二 前各号に掲げるもののほか、會員契約の内容及びその履行に関する事項であって通商産業省令で定めるもの
- ③ 第三条第一項の規定による届出をした會員制事業者は、會員の数についての計画の他會員契約に関する事項であって通商産業省令で定めるものを変更しようとするときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、會員に対し、当該変更の内容を記載した書面を交付しなければならない。

（誇大広告の禁止）

第六條

會員制事業者又は會員契約代行者は、會員契約に関する事項について広告をするときは、指定役務の内容、指定役務に係る施設の概要、會員の数についての計画その他の通商産業省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は實際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(有關訂立或更新會員契約之勸誘等)

第七條 會員制事業者或會員契約代行者，於為有關訂立或更新會員契約之勸誘時，就足以影響顧客判斷之有關會員契約主要事項，不得故意不告知事實或為不實告知之行為。

- ②會員制事業者，不得以妨害會員契約之解除為目的，就足以影響會員判斷之有關會員契約之主要事項，為不實告知之行為。

(不當行為之禁止)

第八條 會員制事業者或會員契約代行者，不得為下列行為。

- 一、夾雜威迫之言行舉止，勸誘訂立或更新會員契約，或妨害會員契約之解除。
- 二、拒絕履行或不當延遲履行依會員契約所生之債務或因會員契約解除所生債務之全部或一部。
- 三、前二款所揭者以外，與會員契約有關之行為，經通商產業省令規定為不足以保護顧客或會員者。

(文件之閱覽)

第九條 已依第三條第一項規定為申報之會員制事業者，應依通商產業省令之規定，於執行與會員契約有關業務之事務所，備置記載有該會員制事業者業務及財產狀況之文書，並依會員之請求提供閱覽。

(會員契約の締結又は更新についての勸誘等)

第七條 會員制事業者又は會員契約代行者は、會員契約の締結又は更新についての勸誘をするに際し、會員契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不實なことを告げる行為をしてはならない。

- ②會員制事業者は、會員契約の解除を妨げる目的をもって、會員契約に関する事項であつて、會員の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不實のことを告げる行為をしてはならない。

(不当な行為等の禁止)

第八條 會員制事業者又は會員契約代行者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 威迫する言動を交えて、會員契約の締結若しくは更新についての勸誘をし、又は會員契約の解除を妨げること。
- 二 會員契約に基づく債務又は會員契約の解除によって生じる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、會員契約に関する行為であつて、顧客又は會員の保護に欠けるものとして通商産業省令で定めるもの

(書類の閲覽)

第九條 第三条第一項の規定による届出をした會員制事業者は、通商産業省令で定めるところにより、当該會員制事業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、會員契約に関する業務を行う

(指示)

第十條 主管大臣於會員制事業者違反第三條至前條之規定，或會員契約代行者違反第四條、第五條第一項或第二項、第六條、第七條第一項、第八條之規定時，認為有侵害會員契約之訂立及其履行之公正性與會員利益之虞者，得指示該會員制事業者或會員契約代行者應就與會員契約之訂立、更新、解除有關之業務採取必要之措施。

(業務之停止等)

第十一條 主管大臣於會員制事業者違反第三條至第九條之規定，或會員契約代行者違反第四條、第五條第一項或第二項、第六條、第七條第一項或第八條之規定時，認為顯有侵害會員契約之訂立及其履行之公正性與會員利益之虞，或於會員制事業者或會員契約代行者不遵照依前條所為之指示者，得在一年以內之期間為限，命該會員制事業者或會員契約代行者停止與會員契約之訂立、更新或解除有關業務之全部或一部。

②主管大臣依前項規定為命令時，應將其意旨公告之。

(會員契約之解除等)

第十二條 會員得於受領第五條第二項之文書之日起算八日

事業所に備え置き、會員の求めに応じ、閲覽させなければならない。

(指示)

第一〇条

主務大臣は、會員制事業者が第三条から前条までの規定に違反し、又は會員契約代行者が第四条、第五条第一項若しくは第二項、第六条、第七条第一項若しくは第八条の規定に違反した場合において、會員契約の締結およびその履行の公正並びに會員の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その會員制事業者又は會員契約代行者に対し、會員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(業務の停止等)

第一一条

主務大臣は、會員制事業者が第三条から第九条までの規定に違反し、若しくは會員契約代行者が第四条、第五条第一項若しくは第二項、第六条、第七条第一項若しくは第八条の規定に違反した場合において、會員契約の締結及びその履行の公正並びに會員の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は會員制事業者若しくは會員契約代行者が前条の規定による指示に従わないときは、その會員制事業者又は會員契約代行者に対し、一年以内の期間を限り、會員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

②主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(會員契約の解除等)

第一二条 會員は、第五条第二項の書面を受領した日から

内，以書面解除該會員契約。於此情形，會員制事業者不得請求支付因該會員契約解除所生之損害賠償或違約金。

- ②前項會員契約之解除，於發出解除該會員契約意旨之書面時發生效力。
- ③會員制事業者於有依第一項規定解除會員契約者，即使已依該會員契約提供勞務，亦不得請求會員支付相當於因該勞務之提供所得利益之金錢。
- ④違反前三項規定之特約而不利於會員者，無效。

(會員制事業協會)

第十三條 主管大臣得就以使會員契約公正地訂立及履行，並以保護會員利益，促使適正圓滿提供基於會員契約之勞務為目的，而依民法（明治二十九年法律第八十九號）第三十四條規定設立之法人，認為其能適正確實地執行次條所規定之業務者，依其申請，訂定與該業務有關之會員制事業之種類，指定其為會員制事業協會。

- ②主管大臣依前項規定為指定時，應將該會員制事業協會之名稱、住所或事務所之所在地及有關該指定會員制事業之種類公告之。

起算して八日を経過したときを除き、書面により會員契約の解除を行うことができる。この場合において、會員制事業者は、当該會員契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

- ②前項の會員契約の解除は、当該會員契約の解除を行う旨の書面を發した時に、その効力を生ずる。
- ③會員制事業者は、第一項の會員契約の解除があった場合には、既に当該會員契約に基づき役務が提供されたときにおいても、會員に対し、当該役務の提供により得られた利益に相当する金錢の支払を請求することができない。
- ④前三項の規定に反する特約で會員に不利なものは、無効とする。

(會員制事業協會)

第一三條 主務大臣は、會員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに會員の利益を保護するとともに、會員契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的として民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確實に行うことができると認めるものを、その申請により、当該業務に係る會員制事業の種類を定めて會員制事業協會として指定することができる。

- ②主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該會員制事業協會の名称、住所及び事務所の所在地並びに当該指定に係る會員制事業の種類を公示しなければならない。

- ③會員制事業協會欲變更其名稱、住所或事務所之所在地時，應事先將其事由向主管大臣申報之。
- ④主管大臣於有依前項規定而為申報時，應將與該申報有關之事項公告之。

(會員制事業協會之業務)

第十四條 會員制事業協會為達成其目的，執行下列與依前條第一項規定所為指定有關之會員制事業之業務。

- 一、為使會員制事業者於從事會員制事業時，遵守本法或其他法令規定，對其為指導、建議或其他業務。
- 二、關於會員制事業，為謀求契約內容之適正化及其他保護會員，對有必要之會員制事業者為指導、建議或其他業務。
- 三、解決會員等對會員制事業業務之申訴。
- 四、會員制事業者之與寄存金等有關債務之保證。
- 五、有關會員制事業之公關宣導及其他為達成會員制事業協會目的所必要之業務。

(改善命令)

第十五條 主管大臣認為會員制事業協會關於前條所規定業務之營運有改善必要者，得對會員制事業協會命其採取必要之改善措施。

(指定之撤銷等)

- ③會員制事業協會は、その名称、住所又は事業所の所在地を變更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- ④主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(會員制事業協會の業務)

第一四條 會員制事業協會は、その目的を達成するため、前条第一項の規定による指定に係る會員制事業に関し次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 會員制事業を行うに当たり、その法律その他の法令の規定を遵守させるための會員制事業者に対する指導、勧告その他の業務
- 二 會員制事業に関し、契約内容の適正化その他會員の保護を図るため必要な會員制事業者に対する指導、勧告その他の業務
- 三 會員制事業の業務に対する會員等からの苦情の解決
- 四 預託金等に係る會員制事業者の債務の保証
- 五 會員制事業に関する広報その他會員制事業協會の目的を達成するため必要な業務

(改善命令)

第一五條 主務大臣は、會員制事業協會の前条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、會員制事業協會に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十六條 主管大臣於會員制事業協會違反依前條規定之命令時，得撤銷依第十三條第一項規定所為之指定。

②主管大臣依前項規定撤銷指定時，應將其意旨公告之。

(報告及檢查)

第十七條 主管大臣為本法律之施行認為有必要時，得依政令之規定，要求會員制事業者或會員契約代行者為報告，或使其職員進入會員制事業者或會員契約代行者之事務所，檢查帳簿、文件或其他物件。

②主管大臣為確保第十四條所規定業務適正營運，認為有必要時，得要求會員制事業協會就有關其業務或財產為報告或提出資料，或使其職員進入會員制事業協會之事務所，檢查其業務、財產狀況、帳簿、文件或其他物件。

③依前二項規定進入事務所檢查之職員，應攜帶表示其身分之證明書，並提示予有關人員。

④依第一項或第二項規定進入檢查之權限，不得解釋為係為搜查犯罪而認許者。

(經過措施)

第十八條 依本法規定而制定或改廢命令時，得在該命令就伴隨其制定或改廢而認為合理且必要之範圍內，訂定所需之經過措施（包含有關罰則之經過措施）。

第一六條 主務大臣は、會員制事業協會が前條の規定による命令に違反したときは、第十三條第一項の規定による指定を取り消すことができる。

②前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(報告及び立入検査)

第一七條 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより會員制事業者若しくは會員契約代行者に対し報告を求め、又はその職員に、會員制事業者若しくは會員契約代行者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

②主務大臣は、第十四條に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、會員制事業協會に対しその業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、會員制事業協會の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

③前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

④第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(經過措置)

第一八條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廢する場合においては、その命令で、その制定又は改廢に伴い合理的に必要と判断される範

(適用除外規定)

第十九條 本法之規定，關於本法以外另有其他法律規定，會員利益之保護得因適用該法律規定而獲得確保之契約之訂立、代理或媒介行為，而為政令所規定者，不適用之。

② 本法之規定，關於依特別之法律所設立之公(工)會及其聯合會暨總會或其他依政令所定者，與其直接或間接成員所訂立之會員契約，不適用之。

③ 本法之規定，關於以中央或地方公共團體為會員制事業者所訂立之會員契約，不適用之。

(主管大臣)

第二十條 本法所稱主管大臣，係指通商産業省大臣及管理提供與該會員契約有關勞務之事業之大臣。

(權限之委任)

第二十一條 依本法屬主管大臣權限之事項，得依政令之規定，委由地方分支機關之主管或都道府縣首長行使之。

(罰則)

第二十二條 有下列各款情事之一者，處一年以下有期徒刑或壹百萬圓以下之罰金。

- 一、違反第七條第一項或第二項規定者。
- 二、違反依第十一條第一項規定之命令者。

圈内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(適用除外)

第一九条 この法律の規定は、この法律以外の法律の規定であってこれにより會員の利益の保護が確保されるものの適用を受ける契約の締結又はその代理若しくは媒介の行為として政令で定めるものについては、適用しない。

② この法律の規定は、特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会その他の政令で定める者がその直接又は間接の構成員と締結する會員契約については、適用しない。

③ この法律の規定は、国又は地方公共団体が會員制事業者として締結する會員契約については、適用しない。

(主務大臣)

第二〇条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該會員契約に係る役務を提供する事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第二一条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

(罰則)

第二二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 二 第十一条第一項の規定による命令に違反

第二十三條 有下列各款情事之一者，處五十萬圓以下之罰金。

- 一、未依第三條第一項規定為申報，或為虛偽之申報，而從事募集者。
- 二、違反第四條之規定訂立會員契約者。
- 三、違反第五條第一項至第三項之規定，未交付文書，或交付未記載上開規定所規定事項之文書或有虛偽記載之文書者。
- 四、違反第六條之規定，為顯與事實不相符之表示，或為使他人誤認較實際情形顯為優良或有利之表示者。
- 五、違反第九條之規定，未備置文件，或不依會員請求供其閱覽，或備置有虛偽記載之文件或以之供會員閱覽者。
- 六、未依第十七條第一項之規定為報告，或為虛偽之報告，或拒絕、妨害或規避依同項規定之檢查者。
- 七、未依第十七條第二項之規定為報告或提出資料，或為虛偽之報告或提出虛偽之資料，或拒絕、妨害或規避依同項規定之檢查者。

第二十四條 法人之代表人或法人、自然人之代理人、使用人及其他從業人員，就有關該法人或自然人之業務，

第二三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の処罰に処する。

- 一 第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして募集をした者
- 二 第四条の規定に違反して、会員契約の締結をした者
- 三 第五条第一項から第三項までの規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者
- 四 第六条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものより著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者
- 五 第九条の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは会員の求めに応じて閲覽させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは会員に閲覽させた者
- 六 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 七 第十七条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務

為違反前二條規定之行為時，除處罰其行為人外，對該法人或自然人科處各該條之罰金刑。

附則

(施行日期)

第一條 本法自以政令在公布日起算不超過一年之範圍內所定日期施行。

(經過措施)

第二條 會員制事業者於本法施行日起算三十日以内之期間中為募集者，關於第三條第一項規定之適用，同項所規定之「事前」，變更為「自本法施行日起算三十日以内」。

第三條 第四條規定，對於在本法施行前，已就與其開設有關係之工事取得同條所規定之必要的許可等處分而政令所規定之設施，關於與該設施有關會員契約之訂立，不適用之。

② 第四條規定，關於與在本法公布日前已訂立有會員契約之設施有關之會員契約之訂立，不適用之。

第四條 第五條第二項及第十二條規定，關於在本法施行前已訂立之會員契約，不適用之。

に關し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(平成五・五・一九—平成五政一八)から施行する。

(經過措置)

第二條 この法律の施行の日から起算して三十日を経過する日までの間に會員制事業者が行う募集についての第三條第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行の日から起算して三十日以内に」とする。

第三條 ① 第四條の規定は、この法律の施行前にその開設に係る工事に関し必要とされる同じ規定する許可等の処分政令で定めるものがあつた施設に係る會員契約の締結については、適用しない。

② 第四條の規定は、この法律の公布の日前に會員契約の締結があつた施設に係る會員契約の締結については、適用しない。

第四條 第五條第二項及び第十二條の規定は、この法律の施行前に締結された會員契約については、適用しない。